

学校間総合ネットの利用に係る協定書

岐阜県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、甲の運営している学校教育用情報通信ネットワーク（以下「学校間総合ネット」という。）を乙が利用するにあたり、各々の立場における合意に基づいて次の条項により協定を締結するものとする。

（総則）

第1条 乙は、教育の振興を目的として「学校間総合ネット」を利用することとする。

（システム資源の利用許諾）

第2条 甲は、「学校間総合ネット」で利用可能なコンピュータ、通信機器・通信回線及びアプリケーションソフトウェア（以下「システム資源」という。）の利用を許諾するものとする。

（管理義務）

第3条 システム資源の利用及び運用は、甲及び乙各々の善良な管理者の注意をもって行わなければならない。

2 乙は、甲が別に定める「学校間総合ネット情報セキュリティポリシー」（以下「情報セキュリティポリシー」という。）に準拠してシステム資源を利用することができる。

3 乙は、甲が別に定める「学校間総合ネット利用規定」を遵守し、第1条の目的以外に使用してはならない。

4 甲は、通信回線の停止や定期点検等により乙の利用に支障がある場合は、必要に応じて乙に通知することとする。

5 甲は、乙と第三者との間で発生した管理責任については負わないものとする。

（著作物の保護）

第4条 甲は、乙に無断で乙に帰属する著作物の消去・移動・複製及び第三者への譲渡など、乙の権利を侵害する行為を行うことはできない。

2 乙は、甲に無断で甲に帰属する著作物の消去・移動・複製及び第三者への譲渡など、甲の権利を侵害する行為を行うことはできない。

（個人情報の保護）

第5条 甲および乙は、この協定による事務に関して知ることのできた個人情報を第三者に知らせてはならない。この協定が終了もしくは解除された後も同様とする。

2 甲および乙は、この協定による事務に関して知ることのできた個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（損害賠償）

第6条 甲は、乙の責に帰すべき理由により甲に帰属するシステム資源に損害を受けた場合、乙に対してその損害を請求できるものとする。

- 2 乙は、甲の責に帰すべき理由により乙に帰属するシステム資源に損害を受けた場合、甲に対してその損害を請求できるものとする。
- 3 乙の責に帰すべき理由により第三者に対する損害の賠償を行わなければならない場合は、乙の負担とする。
- 4 甲および乙は、天災地変その他自己の責任に帰すことが出来ない理由により相手のシステム資源に損害が発生した場合、責任および保証の義務を負わないものとする。

(情報セキュリティ委員)

第7条 甲は、情報セキュリティポリシーに基づき、乙に情報セキュリティ委員を委嘱できるものとする。

- 2 乙は、情報セキュリティ委員の委嘱について、承認するものとする。

(利用実績の報告)

第8条 乙は、甲が必要に応じて求める学校間総合ネットの利用実績調査に回答しなければならない。

(協定の解除)

第9条 甲および乙は、第1条に規定した接続が困難となった場合には、協議により本協定を解除することができるものとする。

- 2 甲は、経済事情の変化や予期することのできない理由の発生により第2条の規定を継続することが困難と判断した場合には、無条件で本協定を解除することができるものとする。

(協定外の事項)

第10条 本協定に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

本協定の証として本書2通を作成し、記名押印の上、各自一通を保有する。

平成 年 月 日

甲 岐 阜 県

代表者 岐阜県知事

印

乙

代表者 長

印